

自己点検事項

◇ 精神科作業療法(I007)

(1)精神科病院又は精神病棟を有する一般病院であって、入院基本料(特別入院基本料を除く。)、精神科急性期治療病棟入院料又は精神療養病棟入院料を算定する入院医療を行っている。

ただし、当分の間、精神病棟入院基本料の特別入院基本料を算定している場合でも算定できる。

(適 ・ 否)

(2)作業療法士のうち1人以上が専従者である。

(適 ・ 否)

※ ただし、精神科作業療法を実施しない時間帯において、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア及び重度認知症患者デイ・ケア(以下「精神科ショート・ケア等」という)に従事することは差し支えない。

また、精神科作業療法と精神科ショート・ケア等の実施日・時間が異なる場合にあつては、精神科ショート・ケア等の専従者として届け出ることとは可能である。

(3)作業療法士1人に対する患者数は、1日50人を標準としている。

(適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・当該療法に従事する専従の作業療法士の出勤簿

点検に必要な書類等

・各作業療法士が1日に担当した患者数が確認できる書類

医療機関コード

保険医療機関名

(4) 作業療法を行うためにふさわしい専用の施設を有している。

(適 ・ 否)

※ 当該専用の施設の広さは、作業療法士1人に対して内法による測定で50㎡を基準としている。

※ 当該専用の施設は、精神科作業療法を実施している時間帯において「専用」ということであり、当該療法を実施する時間帯以外の時間帯において、他の用途に使用することは差し支えない。

※ 平成26年3月31日において、現に精神科作業療法の届出を行っている保険医療機関については、当該専用の施設の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、内法の規定を満たしているものとする。

(5) 当該療法を行うために必要な専用の器械・器具を対象者の状態と当該療法の目的に応じて次のとおり具備している。

(適 ・ 否)

※ 代表的な諸活動

創作活動 … 手工芸、絵画、音楽等

日常生活活動 … 調理等

通信・コミュニケーション・表現活動 … パソコン等

各種余暇・身体活動 … ゲーム、スポーツ、園芸、小児を対象とする場合は各種玩具等

職業関連活動等

点検に必要な書類等

・作業療法を行うための専用の施設の面積が分かるもの

医療機関コード

保険医療機関名